

# 市民農園使用者協力会運営規約

## (目的)

第1条 この規約は、市民農園の使用者が自らの手で野菜を作り、農業への理解を深め、かつ、緑地を保全するとともに、余暇の有意義な活用及び健康の増進を図り、市民農園の効果的活用並びに市民農園使用者（以下「使用者」という。）相互の協力及び親睦を図ることを目的とする。

## (組織)

第2条 市民農園使用者協力会（以下「協力会」という。）は、使用者をもつて組織し、市民農園ごとに組織運営するものとする。

## (市民農園及び使用期間)

### 第2条の2

使用できる市民農園及び使用期間は、別表のとおりとする。

2 市民農園の使用は、1世帯1区画とする。ただし、使用農園に空き区画がある場合には、この限りでない。

## (会員)

第3条 使用者は住民基本台帳登録者とし、使用決定により協力会に入会し、協力会員となるものとする。ただし、住民基本台帳から除かれた場合には、市民農園を使用する資格を喪失し、協力会も退会するものとする。

## (事務局)

第4条 協力会の事務局は、福生市役所生活環境部シティセールス推進課に置く。

2 事務局は、協力会費の一括管理をするものとする。

3 事務局は、市民農園の使用区画の更新、空き区画の追加募集その他の区画の使用に係る事務を行うものとする。

4 前2項に定めるもののほか、市民農園の管理・運営に必要な事項について、第6条に規定する役員と連絡調整等を行うものとする。

## (事業)

第5条 協力会は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 市民農園の管理・運営に関すること。

(2) 使用者相互の親睦に関すること。

(3) 前2号に掲げるほか、市民農園の管理・運営について必要な事項に関すること。

## (役員)

第6条 各市民農園には、会長1名を置く。また、必要に応じて副会長及び世話役を置くことができる。

2 会長は、市民農園の代表者であり、市民農園の総括と使用者の秩序を保持するものとする。

3 会長は、概ね次の事項について行うものとする。

(1) 農園内の草むしり、ゴミ処理等を使用者に行うよう指示その他市民農園の管理を行うこと。

(2) 使用者からの改善要望等の集約及び事務局への連絡を行うこと。

(3) 事務局からの依頼等を使用者に周知すること。

(4) 第10条に定める事項の徹底を使用者に図ること。

(5) 前各号に定めるもののほか、市民農園の運営にかかる必要な事項に

ついて、事務局と協議等すること。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 5 世話役は、会長及び副会長に協力し、市民農園の管理に努める。

(任期)

第7条 役員の任期は、次回更新時までとする。ただし、新たな役員の選任が困難な場合においては、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期終了後の直近の更新期間、市民農園の良好な運営を保つため、継続して当該市民農園内の区画を使用できる。

(会費)

第8条 協力会費は3,000円とする。ただし、使用期間が25か月に満たない場合は2,000円、13か月に満たない場合は1,000円とする。

- 2 協力会費は指定する期日までに一括して納入するものとし、中途退会した場合は返還しないものとする。

- 3 納入された協力会費に残金が生じた場合は、繰り越すことができる。

(会費の使途)

第9条 協力会費は、施設管理（消耗品の調達、水道料の支払、修繕等）及び使用期間終了に伴う市民農園の整備にかかる経費等に使用するものとする。

(遵守事項)

第10条 使用者は、市民農園の使用に当たり、市民農園内の草むしり、ゴミ処理等を行い、良好な市民農園を保つよう、使用者相互に協力しなければならない。

- 2 使用者は、この規約に定める事項を遵守し、市民農園使用に当たり、次の各号に掲げる行為又はそのおそれがある行為を行ってはならない。

(1) 次に掲げるような、他の使用者又は第三者に不利益、損害を与えること。

- ア 他の使用者の区画に無断で入ること。
- イ 他の使用者の野菜を無断で収穫及び農機具等の無断使用すること。
- ウ 永年性や多年草の植物又は果樹等の栽培すること。
- エ 雑草緑肥栽培法をすること。
- オ 野菜を栽培するとき及び霜よけ等を設置するときは、隣接区画の日当たりに配慮し、高さが概ね人の背丈を超えないこと。
- カ 農園内にゴミ等（雑草含む）を放置しておくこと。
- キ 農園内で焼却処分等を行うこと。
- ク 大声や立ち小便など近隣住民に迷惑をかけること。
- ケ アからクまでと同等又は類する行為を行うこと。

(2) 自動車で来園すること。

(3) その他協力会が禁止した事項

(行政の役割)

第11条 市は、必要に応じて、協力会及び使用者に対し助言及び指導を行うことができる。

(退会)

第12条 使用者は、事務局に退会申出をすることにより、いつでも退会することができる。

- 2 使用者は、退会（使用期間終了時を含む）に当り、使用区画を使用前の状態に戻すものとする。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、協力会は、使用者の承諾を得ずに当該使用者を退会させることができる。

(1) 本規約に違反したとき。

(2) その他協力会が使用者として不適切と判断したとき。

(使用者カード)

第13条 使用者は、市民農園を使用する場合は、使用者カードを携帯し、役員及び事務局に提示を求められたときは、提示するものとする。

(解散)

第14条 市民農園用地を所有者へ返還することとなった場合は、市が指定する期日をもって当該市民農園の協力会は解散となる。

2 前項の規定については、使用期間中であっても適用する。なお、この場合においても第8条第2項及び第12条第2項の規定を準用する。

(その他)

第15条 この規約の改正及び明示されていない事項については、各市民農園会長に確認の上、別に定めるものとする。

2 市民農園の管理・運営上必要な場合は、各市民農園において内規を定めることができる。

#### 附 則

この規約は、平成26年1月4日から施行する。

#### 附 則

改正後の規約は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

改正後の規約は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 改正後の規約は、平成31年4月1日から施行する。

2 第8条の規定は、施行の日以後の使用開始となる農園から適用する。施行日の前日までに使用開始となった農園については、なお従前の例による。

別表

No.	市民農園名	区画数	使用期間
	所在地		
1	熊川東	186	2023年3月 1日から 2026年1月 31日まで
	福生市大字熊川 412 番地外		
2	南田園第二	17	2023年3月 1日から 2026年1月 31日まで
	福生市南田園 2 丁目 14 番地 16 外		
3	熊川武藏野第二	36	2022年3月 1日から 2025年1月 31日まで
	福生市大字熊川 1081 番地		
4	熊川牛浜	18	2022年3月 1日から 2025年1月 31日まで
	福生市大字熊川 954 番地 2		
5	福生武藏野	131	2022年3月 1日から 2025年1月 31日まで
	福生市大字福生 2229 番地 1 外		
6	福生奈賀	83	2022年3月 1日から 2025年1月 31日まで
	福生市大字福生 1135 番地 1 外		
7	熊川北	23	2022年3月 1日から 2025年1月 31日まで
	福生市大字熊川 912 番地 1		